

基本目標4 被害者の自立支援の充実

1 住宅の確保に向けた支援

現状と課題

母子生活支援施設は、被害者が住宅に困り、生活上様々な問題を抱え当面の保護が必要な場合に、入所することができます。施設では、職員による心身と生活を安定させるための相談・援助を進めながら、自立に向けた支援を行っています。

市営住宅は、被害者が、一時保護終了後5年を経過していないか保護命令効力発生日から5年を経過していない場合には、単身での申込みも可能とし、ひとり親家庭と同様の実態が認められる場合には、入居抽選時の優遇を行っています。また、連帯保証人の確保が困難な場合は、免除しています。

住宅に関する融資制度として、母子寡婦福祉資金貸付制度を設けています。さらに、母子生活支援施設入所者の自立促進を図る観点から、民間住宅入居の際に身元保証人の確保を容易にするため、身元保証人になる施設長の損害保険の保険料を補助する身元保証人確保対策事業を実施しています。

被害者への調査によると、利用を申し込んだが実現しなかった支援として、公的賃貸住宅（公営住宅など）への入居が上位に挙げられており、民間住宅への入居の際、保証人の確保が困難であるという意見も寄せられています。

今後は、住宅の確保等に係る制度の拡充に取り組むとともに、情報提供を行うことが必要です。

具体的施策

(1) 母子生活支援施設等への入所

一時保護所を退所した後、子どもの保育や教育等を含め母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援が引き続き必要な場合には、母子生活支援施設等への入所の措置を行います。

- 母子生活支援施設への入所措置（こども未来局）

(2) 住宅に係る貸付制度、身元保証に関する情報提供

母子寡婦福祉資金貸付についての情報提供及び身元保証人確保対策事業の情報提供を引き続き行います。

- ⑨●民間保証会社との連携による家賃債務保証等の検討（市民局）
- 身元保証人確保対策事業（こども未来局）
- 母子寡婦福祉資金貸付【再掲】（こども未来局）

(3) 市営住宅入居の優遇措置の拡大

現在、行っている被害者への市営住宅入居に係る優遇措置を引き続き行うとともに、被害者の入居抽選時の持ち玉数を増やすなど優遇措置の拡大に取り組みます。

- ⑨●市営住宅入居に係る優遇措置の拡大の検討・実施（都市整備局）

2 就業に向けた支援

現状と課題

被害者への調査によると、48.6%の人が仕事に就いておらず、そのうち約半数が求職活動中です。このため、被害者の自立を支援する上で、被害者の就業を促進することが極めて重要です。

DV相談センターは、被害者の状況に応じて公共職業安定所における就業支援等についての情報提供と助言を行い、事案に応じ、当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の就業に向け、支援に努める必要があります。

また、子どものいる被害者等は、母子家庭等就業支援事業による就業相談や就業に結びつきやすい対象資格を取得するための母子家庭自立支援給付金事業など様々な支援事業の対象となり得ることから、こうした制度の活用についても積極的に促す必要があります。

さらに、就職活動時に一時的に子どもを預かる事業や就業に際しての母子生活支援施設入所者の身元保証などについての事業についても情報提供などを行う必要があります。

具体的施策

(1) 就業のための情報提供

就業に関する相談に対応するとともに、公共職業安定所と連携を図り、就業等に関する情報提供を行います。

- マザーズハローワークとの連携による就業支援（市民局）
- ⑧●女性の在宅ワーク等就労支援についての検討・実施（市民局）
- 母子家庭等就業支援事業（こども未来局）

(2) 就業・起業支援事業の実施

母子家庭や寡婦の自立促進のため、就職の際有利となる資格等の取得への支援や、就業に関する知識、技能の習得を目的としたセミナーや講習会などを行います。

- 母子家庭自立支援給付金事業（こども未来局）
- 母子家庭等就業支援事業【再掲】（こども未来局）

(3) 就業確保のための支援

子育て期の就職活動や残業、保育園の送迎など保護者を支援するための取組や身元保証人確保対策事業の情報提供を引き続き行います。

- シルバー人材センターの育児支援（市民局）
- ファミリー・サポートセンター事業（こども未来局）
- ひとり親家庭等日常生活支援事業【再掲】（こども未来局）
- 身元保証人確保対策事業【再掲】（こども未来局）

3 経済的支援等の生活支援

現状と課題

加害者と離れて生活を始めるにあたり、被害者は住宅の確保や就業の問題の他にも、当面の生活費や健康不安、子どもの就学など多くの困難を抱えています。

現在、福祉事務所においては、生活困窮する被害者に対する生活保護の適用や、母子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当等に関する相談や事務手続を行っています。また、被害者支援の観点に立ち、被害者の申出に応じ、国民健康保険・国民年金の加入等に関する情報提供を行っています。

また、DV相談センターにおいて、被害者の状況に応じた制度の情報提供や手続の同行支援を行っています。

さらに、今後の生活への不安や精神的な不調を抱え、様々な手続を行う被害者の負担を軽減するため、各種手続を行う際、被害者が一か所で円滑に手続を進められるワンストップサービス化を推進する必要があります。

被害者が安心して自立生活を送ることができるよう、今後も、制度の充実に取り組む必要があります。

具体的施策

(1) 経済的支援

生活保護や児童扶養手当など、各種制度を活用して被害者の経済的支援を行います。

- 生活保護の支給（健康福祉局）
- 母子家庭等緊急援護資金貸付（健康福祉局）
- 母子寡婦福祉資金貸付（こども未来局）
- 児童扶養手当の支給（こども未来局）
- ⑨●子ども手当の支給（こども未来局）

(2) 医療・年金に関する支援

国民健康保険や後期高齢者医療制度、国民年金制度、ひとり親家庭等医療費補助、乳幼児等医療費補助に関する情報提供やそれらの手続に際して同行支援を行うなど、被害者の支援を実施します。

- 国民健康保険への加入（健康福祉局）
- 後期高齢者医療制度への加入（健康福祉局）
- 国民年金への加入（健康福祉局）
- ひとり親家庭等医療費補助（健康福祉局）
- 乳幼児等医療費補助（健康福祉局）

(3) その他の生活支援

生活や子どもに関する悩みの相談や弁護士と連携した法律相談、日常生活の支援などを行い、被害者の生活の充実に図ります。

- 母子自立支援員による相談（こども未来局）
- 家庭相談員による相談（こども未来局）
- ひとり親家庭日常生活支援事業（こども未来局）
- ファミリー・サポートセンター事業【再掲】（こども未来局）
- DV専門法律相談の実施【再掲】（市民局）

(4) ワンストップサービス化の推進

被害者のニーズに応じた適切な支援が提供できるよう、DV相談センターにおいて、関係課とのケース検討会を実施します。

また、今後の生活への不安や精神的な不調を抱え、様々な手続を行う被害者の負担を軽減するため、DV相談センターにおいて、引き続き各種手続の同行支援を行うとともに、一定の場所へ関係部局の職員が出向くよう調整する等、ワンストップサービス化を推進します。

- ㊦●ケース検討会の実施（市民局、関係課）
- ㊦●各種手続のワンストップサービス化の推進（市民局、関係課）

(5) 各種福祉制度の活用推進

母子寡婦福祉制度等の既存の各種福祉制度について、被害者の生活実態に応じて制度が適用されるよう、制度改善に取り組むとともに、必要に応じて国等の関係機関へ働きかけを行います。

- ㊦●各種福祉制度の制度改善の検討・実施及び国等への働きかけ（市民局、制度所管課）

(6) 市民による被害者支援活動の推進

DV被害者への支援活動など男女共同参画の推進に取り組む市民活動を支援するための基金の創設や、被害者支援のボランティアの育成支援について検討し、市民による被害者支援活動の推進に取り組みます。

- ㊦●男女共同参画推進基金（仮称）の創設の検討（市民局）
- ㊦●市民ボランティアの育成・支援の検討（市民局）